平成２５年（フ）第８９５７号
東京都板橋区本町39―２―1303
破産者　木佐貫祐治
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８６０号
東京都品川区荏原２丁目17番19号
破産者　有限会社土屋産業
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８６１号
東京都品川区荏原４丁目15―９―301
破産者　川口　　純
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０９６号
千葉県印旛郡栄町安食1581―４、商業登記簿上の本店所在地千葉県成田市大竹752番地
破産者　信栄開発工業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３００号
東京都港区南麻布１丁目１番５号
破産者　株式会社オフィス・クラップ
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３０１号
東京都昭島市田中町３丁目５―11―402
破産者　酒井　一夫
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９５５号
東京都豊島区南大塚３丁目44番11号
破産者　株式会社ドリームワールド
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９５６号
東京都東久留米市新川町１丁目10―８―401
破産者　和田　　隆
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１４１号
東京都江戸川区平井４丁目７番７号　アモンビル４ＦＢ室
破産者　株式会社共栄
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１４２号
東京都江戸川区平井４丁目５―３―402
破産者　菅原勉こと　スガワラツトム
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２４４号
東京都江戸川区春江２―15―２、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区辰巳１丁目６番17―203号
破産者　株式会社武井工業
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２４５号
神奈川県川崎市宮前区馬絹1842―12―101、開始決定時の住所東京都江東区辰巳１丁目６番17―203号
破産者　武井　　勉
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２４７号
東京都豊島区西池袋２丁目２―１―102
破産者　小村　　徹（旧姓林・中村）
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５４９号
埼玉県朝霞市根岸台８丁目７―44―216
破産者　中島　幸子（旧姓十川・開始決定時の姓横山）
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６６６号
千葉県野田市清水575番地の７、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区南葛西３丁目５番18号
破産者　ニッテン株式会社
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７１９号
千葉県我孫子市並木６丁目１―29―201
破産者　白崎　達也
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８０１号
埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵1331―４　鈴木ハイツ２―102
破産者　山崎　　勇
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００号
秋田県秋田市外旭川字野村32番地１
破産者　株式会社ミュー
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１号
東京都品川区荏原３丁目８―17―506
破産者　渡部恵美子
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２号
東京都品川区荏原３丁目８―17―506
破産者　渡部　仁志
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４２号
東京都墨田区堤通２―６―７―807、開始決定時の住所東京都江戸川区瑞江１丁目８―７―601
破産者　内宮　　茂
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部